

山梨県公報

第千三百九十号

平成十五年

六月十二日

木曜日

目次

告示

道路の供用開始(二件)……………三六三

公告

鳥獣保護区の指定について……………三六三

公聴会の実施……………三六四

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………三六四

大規模小売店舗を設置する者の名称及び大規模小売店舗において小売業を行つ者の名称の変更の届出……………三六五

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………三六六

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(七件)……………三六七

開発行為に関する工事の完了について……………三六八

教育委員会

山梨県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………三六九

公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………三六九

遊技機の型式の検定……………三七六

正誤

平成十五年六月二日付け第千三百八十七号中……………三七七

告示

山梨県告示第三百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十五年七月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	平林青柳線	南巨摩郡増穂町大字春米字北山二五六六番の二地先から南巨摩郡増穂町大字春米字北山二五六六番の三一地先まで	三六六・八	平成十五年六月十二日

山梨県告示第三百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十五年七月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月十二日 山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲府玉穂中道線	東八代郡中道町大字右左口字七覚下四〇七九番の一地先から東八代郡中道町大字右左口字後呂三一五〇番の一地先まで	一四〇・〇	平成十五年六月十二日

公告

鳥獣保護区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第四項の規定により、指定しようとする鳥獣保護区の名称、区域等を次のとおり公告し、この公告の日から平成十五年六月二十五日まで縦覧に供する。

平成十五年六月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 鳥獣保護区の名称
社会福祉村鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

南アルプス市有野地内の県道竜王芦安線と南アルプス市道源六十号線との接点（塩沢入口交差点）を起点とし、同所から同市道を北西に進み御勅使川にかかる南甘利山橋を経て南アルプス市道白根二十二号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み塩沢川にかかる桃源峡橋を経て葦崎市道旭七十一号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み葦崎市道旭七十二号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み葦崎市道旭七十三号線との接点に至り、同所から同市道を東進し葦崎市道旭二十五号線との接点に至り、同所から同市道を東及び北東に進み葦崎市旭町上条南割と同市大草町下条西割との境界線の交点に至り、同所から同境界線を南進し御勅使川を渡り南アルプス市と葦崎市との境界線の接点に至り、同所から同境界線を西進し南アルプス市有野と同市六科との境界線の接点に至り、同所から同境界線を南進し山梨県立梨の実寮敷地東南端付近で同境界線と水路との交点に至り、同所から同水路を西進し南アルプス市道白根十一号線との接点に至り、同所から同市道を北進し南アルプス市道白根三十三号線との接点に至り、同所から同市道を西、北及び西に進み県道竜王芦安線との接点（芦安入口交差点）に至り、同所から同県道を西進し起点に至る一団地。

三 鳥獣保護区の存続期間

平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

1 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当該地域の植生は、御勅使川の河川敷にはヨシ群落、タチヤナギ、イヌコリヤナギ等のヤナギ群落、その外側には保安林であるアカマツ林が広がり、アカマツ林には部分的にコナラ等の広葉樹も混生し、その周辺には果樹園、畑地が広がっている。当該地域の鳥獣の生息状況は、鳥類は、御勅使川が急流なためカモ、シギ類といった水鳥の生息数は少ないが、アカマツ林及び畑地を中心にホオジロ、シジュウカラ及びメジロといった里山の鳥類が多く生息し、冬季にはカシラダカ、ベニマシコ等の姿も見受けられ、さらにこのような小型鳥類を狙う猛禽類であるツミの繁殖も記録されているなど四季を通じて豊かな鳥類相を示し、獣類では、里山環境を好むキツネ、タヌキ、イタチなどの哺乳類の生息が確認されている。

また、当該地域内の社会福祉村には、県立あけぼの養護学校を始めとする医療福祉施設が設置されており敷地内には多くの緑が残されている。同養護学校では、家庭に給餌施設を設置し、野鳥とのふれあいや観察等を実施するとともにビデオ等による野鳥愛護思想の高揚を図る活動を実施しており、第九次鳥獣保護事業計画にお

いても愛鳥モデル校の指定を受けている。社会福祉村の西（南アルプス市塩前）にはホースセラピー施設が設置されており、馬とのふれあいによる治療法が実践されている。

以上のような地域を鳥獣保護区に指定することで、鳥獣の保護を図るとともに、野鳥を誘致し、野鳥と身近にふれ合える環境の整備を図るとともに愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

3 鳥獣保護区の管理方針

- (一) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な単箱、給水、給餌等の施設の設置に努める。
 - (二) 鳥獣保護区の指定の意義について、普及啓発に努める。
- 五 前各号に掲げる事項の縦覧場所
山梨県森林環境部みどり自然課、峡中地域振興局林務環境部及び峡北地域振興局林務環境部

● 公聴会の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十五年六月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開催日時

平成十五年七月十四日（月）午前十時三十分

二 開催場所

葦崎市旭町上条南割三三三三一 あけぼの医療福祉センター会議室

三 聴こうとする案件

鳥獣保護区の指定について

四 公聴会に関する問い合わせ先

甲府市住吉一 八 一 山梨県峡中地域振興局林務環境部森づくり推進課（電話〇五五 二三三 八一四三）

● 大規模小売店舗の周辺の地域的生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により石和町から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年七月十二日まで縦覧に供する。

平成十五年六月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 パウ いさわ店

2 所在地 東八代郡石和町四日市場字大口町千七百四十五番

二 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成十五年一月二十日

三 意見の概要

1 来客の自動車が駐車場に到着するまでの案内について

2 駐車場出入口における交通整理について

3 駐車場における騒音対策について

● 大規模小売店舗を設置する者の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年十月十二日まで縦覧に供する。
平成十五年六月十二日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山本 栄彦

氏名又は名称	住所
河口湖ショッピングセンター事業協同組合 代表理事 宮下正彦	南都留郡河口湖町船津二千九百八十六番地
河口湖商業開発株式会社 代表取締役 相沢章司	南都留郡河口湖町船津二千九百八十六番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(-) 名称 河口湖ショッピングセンター

(二) 所在地 南都留郡河口湖町船津二千九百八十六番

2 変更しようとする事項

変更事項

変更後の氏名又は名称

変更後の住所

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

河口湖ショッピングセンター事業協同組合 代表理事 宮下正彦

南都留郡河口湖町船津二千九百八十六番地

河口湖商業開発株式会社 代表取締役 相沢章司

南都留郡河口湖町船津二千九百八十六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

株式会社フタバ 代表取締役 田中靖晃

甲府市国母六丁目六番二号

飯嶋潤

甲府市若松町五番二号

有限会社 藤野屋商店 代表取締役 小林博雄

南都留郡河口湖町船津九百七十一番地

株式会社小麦ハウス 代表取締役 梶原聡

南都留郡河口湖町船津三千三百三十六番地

株式会社リトルウッド 代表取締役 小林照雄

南都留郡河口湖町小立六十番地

有限会社ファミリীগार्デン 代表取締役 長谷川隆洋

静岡県御殿場市東田中四百八十二番地九

有限会社大黒屋商店 代表取締役 中村一信

南都留郡河口湖町船津三千七百七十四番地

有限会社大町商店 代表取締役 大町佳三

南都留郡河口湖町河口二千三百七番地

有限会社靴のフジノヤ 代表取締役 小林善雄

南都留郡河口湖町船津八百三十七番地

有限会社ユーキ 代表取締役 高村美寿子

南都留郡山中湖村山中八百六十五番地百六

株式会社セイビドー 代表取締役 奥石丈夫

甲府市丸の内一丁目十五番八号

株式会社遠藤自動車 取締役 遠藤貫二	代表 南都留郡河口湖町船津六千八百四十番地
株式会社ギャップ 取締役 高野清志	代表取 東京都板橋区徳丸三丁目一 番二十三号
野田田鶴子	甲府市富士見二丁目九番七 号
有限会社エヌアンドケー 代表取締役 渡辺邦彦	富士吉田市上吉田三丁目十 四番五号
株式会社山北 渡辺自康	代表取締役 南都留郡河口湖町小立二百 十八番地
株式会社ジユノン 取締役 宮下正彦	代表取 南都留郡河口湖町船津四千 五十三番地一
渡辺美代	南都留郡河口湖町小立五百 三十二番地
有限会社マリア 役 三枝永子	代表取締 富士吉田市下吉田七十三番 地
有限会社サムスポーツ 代表取締役 渡辺進	代 南都留郡河口湖町船津千八 百八十六番地一
有限会社美美楽楽 取締役 渡辺速	代表取 南都留郡西桂町小沼千八百 十五番地
相沢章司	南都留郡河口湖町小立八十 番地
有限会社アグサス 締役 流石ゆき子	代表取 南都留郡河口湖町船津六千 八百二十六番地
株式会社アライ 役 新井旭	代表取締 甲府市住吉三丁目十八番十 一号
登り坂ホテル株式会社 代表取締役 渡辺一義	代 南都留郡河口湖町船津七百 八十七番地

有限会社キュービット 代表取締役 中村明智	代 南都留郡河口湖町船津二千 九百八十六番地
河口湖商業開発株式会社 代表取締役 相沢章司	南都留郡河口湖町船津二千 九百八十六番地
株式会社セイフー 取締役 徳本和夫	代表取 東京都葛飾区青戸五丁目三 番一号

- 3 変更の年月日
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称
- ア 河口湖ショッピングセンター事業協同組合 平成十四年六月二十七日
- イ 河口湖商業開発株式会社 平成十三年七月十九日
- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
- 平成十五年五月一日
- 三 届出年月日
- 平成十五年五月二十七日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年十月十二日まで縦覧に供する。

平成十五年六月十二日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
葎崎ショッピングセンター協同組合 代表理事 山田穰百	葎崎市若宮一丁目二番五十号
峡北商業開発株式会社 代表取締役 清水勝仁	葎崎市若宮一丁目二番五十号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (一) 名称 葦崎ショッピングセンター
 (二) 所在地 葦崎市若宮一丁目一三八三番二十一
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前十時(年間六十日は午前九時)	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時(年間六十日は午後九時)	午後九時四十五分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分(年間六十日は午前九時)から午後十時まで	午前八時三十分から午後十時まで

- 3 変更する年月日
 平成十五年五月三十一日
 届出年月日
 平成十五年五月二十七日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十五年六月十二日

- 一 処分をした年月日 平成十五年五月六日
 山梨県知事 山本 栄彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 1 商号 日本土木株式会社
 2 主たる営業所の所在地 甲府市下飯田三丁目六番一号
 3 代表者の氏名 清水道子
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第一五〇四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設

- 五 工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 五 処分の原因となった事実 平成十五年四月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十五年六月十二日

- 一 処分をした年月日 平成十五年五月六日
 山梨県知事 山本 栄彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 1 名称 清水工務店
 2 主たる営業所の所在地 甲府市荒川一丁目一番二十五号
 3 代表者の氏名 清水仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第二九二七号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年四月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十五年六月十二日

- 一 処分をした年月日 平成十五年五月六日
 山梨県知事 山本 栄彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 1 商号 有限会社宮下土木
 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市小明見三千七百五十四番地三
 3 代表者の氏名 宮下清正
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第六一六三三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年五月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した

旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十五年六月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年五月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 高野工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市戸田六十五番地
 - 3 代表者の氏名 高野忠彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第一五二二号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年五月六日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十五年六月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年五月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社興石産業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市大里町三千二百二十五番地
 - 3 代表者の氏名 興石政子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第一一五六号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年五月十三日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十五年六月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年五月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社高元建設
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村山中七百四十八番地
 - 3 代表者の氏名 高村和枝
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）第六四三一号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年五月十三日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十五年六月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年五月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社アークス
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市法能百七十番地
 - 3 代表者の氏名 志村泉
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第八一三〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年五月十九日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十五年六月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡竜王町竜王字下河原二二六二及び二二六三の二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
韮崎市下祖母石二千八十六番地の三 雇用促進住宅韮崎第二宿舍一号棟五百五号
清水豪司

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十二号

山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十五年六月十二日

山梨県教育委員会

委員長 志村 洸

改正する規則
山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の一部を

山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則（昭和五十年山梨県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「二百八十三万円」を「二百八十二万円」に、「百九十六パーセント」を「百九十五パーセント」に改め、同項第二号中「百九十六パーセント」を「百九十五パーセント」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の規定は、平成十五年四月一日から適用する。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第三十八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安

委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十五年六月十二日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

別表第一中

一九	南巨摩郡南部町福士二、七〇〇番地の一八先（国道五二号と県道井出停車場線との交差点）	富沢町役場入口	六二・一一・二六 告示 第三八号
----	---	---------	---------------------

を

一九	南巨摩郡南部町福士二、七〇〇番地の一八先（国道五二号と町道町屋富士川線との十字路交差点）	南部町役場入口	平成一五年六月二日 告示 第三八号
----	--	---------	----------------------

に改める。

別表第三中

六七〇	県道河口湖富士線	南都留郡河口湖町大字船津字剣丸尾六、六六三番地先（富士スバルライン料金所）から南都留郡鳴沢村大字富士山八、五四五番地の一先（富士スバルライン終点部）まで（二三、五〇メートル）	車両（路線バス、大型バス、マイクロバス、タクシー、クシ、ハイヤー及び軽車両並びに下山車両を除く。）	平成一四年八月一〇日 同日	富士吉田 平成一四年六月一日 告示 第二九号
-----	----------	---	---	------------------	------------------------------

を

六七〇	県道河口湖富士線	南都留郡河口湖町大字船津字剣丸尾六、六六三番地先(富士スバルライン料金所)から南都留郡鳴沢村大字富士山八、五四五番地の一先(富士スバルライン終点部)まで(二三、五〇メートル)	車両(路線バス、大型バス、マイクロバス、タクシー、ハイヤー及び軽車両並びに下山車両を除く。)	平成十五年八月九日	富士吉田	平成一五年六月二日 告示第三八号
-----	----------	---	--	-----------	------	---------------------

に改める。
別表第六中

三四五	県道甲府櫛形線(通称塩部開国橋線)	中巨摩郡竜王町万才六三八番地の三先(中川俊雄方所有地東側)	南進する車両	終日	南甲府	六一・一〇・一六 告示 第三七号
-----	-------------------	-------------------------------	--------	----	-----	------------------------

三四五	削除				南甲府	平成一五年六月一二日 告示第三八号
-----	----	--	--	--	-----	----------------------

四三八	国道四一一号	甲府市城東三丁目四番一一号先(山下和也方南側)	東進する車両	七時から二四時まで	甲府	平成一五年三月一三日 告示第一六号
-----	--------	-------------------------	--------	-----------	----	----------------------

四三八	国道四一一号	甲府市城東三丁目四番一一号先(山下和也方南側)	東進する車両	七時から二四時まで	甲府	平成一五年三月一三日 告示第一六号
四三九	県道甲府南アルプス線	中巨摩郡竜王町万才六三八番地の三先(中川俊雄方所有地東側)	南進する車両	終日	南甲府	平成一五年六月一二日 告示第三八号
四四〇	県道甲府南アルプス線	中巨摩郡竜王町万才六三四番地五先(万才立体北交差点)	北進する車両	終日	南甲府	平成一五年六月一二日 告示第三八号

に改める。
別表第十中

四、五二〇	広域農道	北巨摩郡長坂町渋沢八五七番地先(神明社北方十字路交差点)			長坂	六一・六・三 告示 第二五号
-------	------	------------------------------	--	--	----	----------------------

四、五二〇	広域農道	北巨摩郡長坂町渋沢八五七番地先(神明社北側十字路交差点)			長坂	平成一五年六月一二日 告示第三八号
-------	------	------------------------------	--	--	----	----------------------

四、八九三	広域農道	北巨摩郡長坂町長坂下条一、三七三番地一先(小林金吾方畑北側交差点)			長坂	平成一四年七月八日 告示第三四号
-------	------	-----------------------------------	--	--	----	---------------------

四、八九三	広域農道	北巨摩郡長坂町長坂下条一、四七九番地二先(小林金吾方畑北側交差点)			長坂	平成一五年六月一二日 告示第三八号
-------	------	-----------------------------------	--	--	----	----------------------

四、九六七	県道中道塩山線(圭林バイパス)	東八代郡八代町米倉一、一〇〇番地の一先(狐川橋東交差点)	三	石和	平成一五年五月一日 告示第三二号
-------	-----------------	------------------------------	---	----	---------------------

四、九六七	県道中道塩山線(圭林バイパス)	東八代郡八代町米倉一、一〇〇番地の一先(狐川橋東交差点)	三	石和	平成一五年五月一日 告示第三二号
四、九六八	県道甲府玉穂中道線	東八代郡中道町右左口三、一四三番地先(福島方東側丁字路交差点)	一	南甲府	平成一五年六月一二日 告示第三八号
四、九六九	広域農道	北巨摩郡高根町蔵原八二九番地先(高根クラインガルデン南側十字路交差点)	一	長坂	平成一五年六月一二日 告示第三八号
四、九七〇	国道四一(塩山バイパス)	塩山市熊野一、〇三〇番地一先(小澤勝仁方東側丁字路交差点)	一	塩山	平成一五年六月一二日 告示第三八号
四、九七一	国道四一(塩山バイパス)	塩山市熊野一、四二三番地四先(レストランラストパラダイス北側丁字路交差点)	一	塩山	平成一五年六月一二日 告示第三八号
四、九七二	市道田端一号線	富士吉田市下吉田四、四五八番地の三先(渡辺昇方東側丁字路交差点)	一	富士吉田	平成一五年六月一二日 告示第三八号

四、九七三	市道田端一号線	富士吉田市下吉田五、〇三二番地先(加賀美桂方東側)	一	富士吉田	平成一五年六月一二日 告示第三八号
四、九七四	県道大月上野原線	北都留郡上野原町大柵六一一番地先(北川橋北詰交差点)	一	上野原	平成一五年六月一二日 告示第三八号

別表第十四中に改める。

一、五 六四	広域農道	北巨摩郡長坂町大八田二二八番地先(長坂IC入口交差点)から北巨摩郡長坂町長坂上条一、三二三番地の一先(県道茅野小淵沢葦崎線交差点)までの両側	三、四〇〇	長坂	平成一四年九月一二日 告示第四九号
-----------	------	--	-------	----	----------------------

一、五 六四	広域農道	北巨摩郡長坂町大八田二二八番地先(長坂IC入口交差点)から北巨摩郡長坂町長坂下条二二四番地三先(町道交差点)までの両側	三、九一五	長坂	平成一五年六月一二日 告示第三八号
-----------	------	---	-------	----	----------------------

一、五 七五	県道中道塩山線	東八代郡境川村石橋七〇二番地先(石橋北交差点)から東八代郡八代町米倉一、一〇〇番地の一先(狐川橋)	六一〇	石和	平成一五年五月一日 告示第三二号
-----------	---------	---	-----	----	---------------------

を

一、五 七五	東交差点)までの 両側	一、二〇〇	車両(原付・けん引)を除く	五〇	石和	平成一五年五月一日 告示第三二号
一、五 七六	東八代郡境川村石橋七〇二番地先(石橋北交差点)から東八代郡八代町米倉一、一〇〇番地の一先(狐川橋東交差点)までの両側	一、二〇〇	車両(原付・けん引)を除く	四〇	長坂	平成一五年六月一日 告示第三八号
一、五 七七	北巨摩郡高根町蔵原八二九番地先(高根クラインガルデン南側十字路交差点)から北巨摩郡高根町箕輪三、一一三番地一先(国道一四一号との丁字路交差点)までの両側	四〇〇	車両(原付・けん引)を除く	五〇	塩山	平成一五年六月一日 告示第三八号
一、五 七八	塩山市熊野一、〇三〇番地一先(小澤勝仁方東側丁字路交差点)	五〇〇	車両(原付・けん引)を除く	四〇	富士吉田	平成一五年六月一日 告示第三八号
	富士吉田市下吉田四、九〇一番地の五先(武藤方南側交差点)から富士吉田市下吉田四、四五八番地の三先(渡辺方東側交差点)までの両側					

に改める。

別表第十五中

四四一	東八代郡境川村石橋七〇二番地先(石橋北交差点)から東八代郡八代町米倉一、一〇〇番地の一先(狐川橋東交差点)までの両側	六一〇	車両	終日	石和	平成一五年五月一日 告示第三二号
-----	--	-----	----	----	----	---------------------

を

四四二	東八代郡境川村石橋七〇二番地先(石橋北交差点)から東八代郡八代町米倉一、一〇〇番地の一先(狐川橋東交差点)までの両側	六一〇	車両	終日	石和	平成一五年五月一日 告示第三二号
四四二	富士吉田市下吉田四、九〇一番地の五先(武藤方南側交差点)から富士吉田市下吉田四、四五八番地の三先(渡辺方東側交差点)までの両側	五〇〇	車両	終日	富士吉田	平成一五年六月一日 告示第三八号

に改める。

別表第十六中

五〇八五	東八代郡中道町右左口三二四三番地先(木の瀬常治方所有桑畑南側)	南甲府	五七・二・一五七号
------	---------------------------------	-----	-----------

を

五〇八五	東八代郡中道町右左口三、一四三番地先(木の瀬常治方所有桑畑南側)	南甲府	平成一五年六月一二日
------	----------------------------------	-----	------------

一〇、六一六	町道長坂駅	北巨摩郡長坂町長坂下条二〇四番地三先（広域農道との十字路	長坂	平成一五年六月一二日
一〇、六一五	道	北巨摩郡長坂町長坂上条一、四七九番地二先（小林金吾方畑北側交差点・東進車両）	長坂	平成一五年六月一二日 告示第三八号
一〇、六一四	町道四一三三線	東八代郡中道町右左口四、二二八番地の三先（波切正徳方西側丁字路交差点・南進車両）	南甲府	平成一五年六月一二日 告示第三八号
一〇、六一三	市道二一三三吉線	甲府市相生一丁目四九九番地の二一先（古屋方西側丁字路交差点・北進車両）	甲府	平成一五年六月一二日 告示第三八号
一〇、六一二	町道四七七七線	中巨摩郡竜王町万才九四一番地先（イングリツシユプラズ甲府昭和校北側・北進車両）	南甲府	平成一五年五月一日 告示第三二号
七、七三九	県道石橋石和線	東八代郡石和町四日市場一、〇六九番地の二一先（武井良雄方西側丁字路交差点・西進車両）	石和	平成一五年六月一二日 告示第三八号
七、七三九	町道	東八代郡石和町四日市場一、一八七番地先（内田光雄方西側、県道石橋石和線との交差点）	石和	平元・二・九三三号
				告示第三八号

一〇、六一七	町道長坂駅	北巨摩郡長坂町長坂下条二二四番地三先（広域農道との十字路交差点・北進車両）	長坂	平成一五年六月一二日 告示第三八号
一〇、六一八	町道長坂駅	北巨摩郡長坂町沢沢七二五番地四先（神明社北側十字路交差点北側・東進車両）	長坂	平成一五年六月一二日 告示第三八号
一〇、六一九	町道西割蔵原線	北巨摩郡高根町蔵原八二九番地先（高根クラインガルデン南側十字路交差点・南進車両）	長坂	平成一五年六月一二日 告示第三八号
一〇、六二〇	町道西割蔵原線	北巨摩郡高根町蔵原一、六一四番地先（高根クラインガルデン南側十字路交差点・北進車両）	長坂	平成一五年六月一二日 告示第三八号
一〇、六二二	国道一四一四線	北巨摩郡高根町箕輪三、一一三番地一先（広域農道との丁字路交差点・東進車両）	長坂	平成一五年六月一二日 告示第三八号
一〇、六二三	国道四一（塩山バイパス）	塩山市熊野一、〇三〇番地一先（小澤勝仁方東側丁字路交差点・北進車両）	塩山	平成一五年六月一二日 告示第三八号
一〇、六二四	市道田端一線	塩山市熊野一、四一三番地四先（レストラノラストパラダイス北側丁字路交差点・西進車両）	塩山	平成一五年六月一二日 告示第三八号
一〇、六二五	町道鶴島野田尻線	富士吉田市下吉田四、四五八番地の三先（渡辺昇方東側丁字路交差点・北進車両）	富士吉田	平成一五年六月一二日 告示第三八号
一〇、六二六	町道長坂駅	北都留郡上野原町鶴川一、〇三二番地先（町道新田倉岩戸線との丁字路交差点・南進車両）	上野原	平成一五年六月一二日 告示第三八号

一〇、六二六	町道新田倉岩戸線	北都留郡上野原町鶴川一、〇五八番地の一先(鷲ヶ崎橋北詰丁字路交差点・北進車両)	上野原	平成一五年六月二二日	告示第三八号
一〇、六二七	町道日野線	北都留郡上野原町大柵六一一番地先(市川義広方南側十字路交差点・南進車両)	上野原	平成一五年六月二二日	告示第三八号
一〇、六二八	町道日野線	北都留郡上野原町大柵五一四番地先(北川橋北詰十字路交差点・北進車両)	上野原	平成一五年六月二二日	告示第三八号
一〇、六二九	町道日野線	北都留郡上野原町大柵四〇〇番地の一先(北川橋南詰丁字路交差点・南進車両)	上野原	平成一五年六月二二日	告示第三八号

に改める。
別表第十七中

一、三〇二	県道中道塩山線	東八代郡境川村石橋七〇二番地先(石橋北交差点)から東八代郡八代町米倉一、一〇〇番地の一先(狐川橋東交差点)までの両側	六二〇	車両	終日	石和	平成一五年五月一日	告示第三二二号
-------	---------	--	-----	----	----	----	-----------	---------

一、三〇二	県道中道塩山線	東八代郡境川村石橋七〇二番地先(石橋北交差点)から東八代郡八代町米倉一、一〇〇番地の一先(狐川橋東交差点)までの両側	六一〇	車両	終日	石和	平成一五年五月一日	告示第三二二号
-------	---------	--	-----	----	----	----	-----------	---------

一、三〇三	国道四一〇号	塩山市熊野一、〇三〇番地一先(小澤勝仁方東側丁字路交差点)から塩山市熊野一、四一三番地四先(レストランラストパラダイス北側丁字路交差点)までの両側	四〇〇	車両	終日	塩山	平成一五年六月二二日	告示第三八号
一、三〇四	市道田端一号線	富士吉田市下吉田四、九〇一番地の五先(武藤方南側交差点)から富士吉田市下吉田四、四五八番地の三先(渡辺方東側交差点)までの両側	五〇〇	車両	終日	富士吉田	平成一五年六月二二日	告示第三八号

に改める。
別表第二十三中

三三一	国道一四〇号	甲府市向町二九二番地の一先(向町二交差点)から北方へ四五メートルの区間	三	同区間のうち道路標識又は道路標識(以下「道路標識」という)を示した区間で道路標識等により示す	同交差点から北へ四五メートルの区間	南甲府	平成一四年七月八日	告示第三四号
-----	--------	-------------------------------------	---	--	-------------------	-----	-----------	--------

ドレイ 代表取締役 梅村義孝 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一―番一―三号	機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	オウ M	サンセイ アール アンド レイ	三〇〇二七九
株式会社サンセイアールアンドレイ 代表取締役 梅村義孝 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一―番一―三号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR シン オウ M V	株式会社 サンセイ アール アンド レイ	三〇〇二七九
株式会社サンセイアールアンドレイ 代表取締役 梅村義孝 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一―番一―三号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR シン オウ V	株式会社 サンセイ アール アンド レイ	三〇〇二八五
株式会社サンセイアールアンドレイ 代表取締役 梅村義孝 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一―番一―三号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR シン オウ F	株式会社 サンセイ アール アンド レイ	三〇〇二五八
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目一―番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR 海で す G S 2	株式会社 ソフィア	三〇〇三〇五
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目一―番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR 海で す V S 2	株式会社 ソフィア	三〇〇三二四

正 誤

〇一 番地	第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物				
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目一―番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR 海で す V 2	株式会社 ソフィア	三〇〇三三三	
株式会社大一商会 代表取締役 市原高明 愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目二―番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR チョ ツキモ ン	株式会社 大一商 会	三二〇二八二	
株式会社大一商会 代表取締役 市原高明 愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目二―番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	チョツキ モン F X	株式会社 大一商 会	三一〇二五六	
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一―号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ダービー ボーイ	サミー株 式会社	三四〇二三八	

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十五年六月二日山梨県告示第三百十七号(建築基準法に基づく道路位置指定)

三四六	上	二十四	中巨摩郡敷島町大下条七	北巨摩郡双葉町宇津谷字
同	同	二十八	七〇番地	八倉四三五六番地一
			二一・〇三メートル	二一・四三メートル

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番